

## 第9回ちゅ〜ぶ広域産業まつり出店要綱

第9回ちゅ〜ぶ広域産業まつり実行委員会では、ちゅ〜ぶ広域産業まつり出店に係る円滑な運営を図るため出店者の皆様に対して、次の要件についてご理解とご協力のもとに厳守の程をお願い致します。

尚、以下の要件は、ちゅ〜ぶ広域産業まつり実行委員会と出店者の皆様との契約書としての効力を持つものをご理解頂きまして、目に余る違反をした場合、即刻営業の停止をお願いすることをご了承のうえ出店の申込みをお願い致します。

1. **開催期日** 令和6年2月11日(日)午前11時～午後8時
2. **出店会場** 西原さわふじマルシェ（西原町小波津480）
3. **出店資格** 原則として中部地区商工業者とする。
4. **出店基準**
  - (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。
  - (2) 公序良俗に反しないものであること。
5. **出店料金等**
  - (1) 出店料は、原則として1店当たり3間×2間（5.4m×3.6m）のテントを基準とし、次の通りとする。ただし物販に関しては下記の表のとおり、3間と1.5間を選ぶことができる。  
※所定の場所以外では営業できません。

区分	出店料金		備考
飲食関係	20,000円	3間×2間 (5.4m×3.6m)	テント代込み (コンセント付) ※コンセントは申し込んだ使用ワット数に限る。
物販関係(3間)	10,000円	3間×2間 (5.4m×3.6m)	
物販関係(1.5間)	5,000円	1.5間×2間 (2.7m×3.6m)	
ゲーム(3間)	10,000円	3間×2間 (5.4m×3.6m)	
ゲーム(1.5間)	5,000円	1.5間×2間 (2.7m×3.6m)	
自動車営業	5,000円	※原則テントサイズの場所を用意する	

電気を使用する業者は20メートル以上の延長コード（ドラム式等）のご持参をお願いします。

- (2) 出店料の納付等
  - 1 **出店料及びテント代は、1月18日(木) 出店説明会の会場にて徴収致します。**
  - 2 受領した出店料金等は原則として返還しません。但し、天災等によりまつりが中止になった場合は、ちゅ〜ぶ広域産業まつり実行委員会で協議のうえ決定する

### 2. 申込み方法及び受付期間

- (1) 西原町商工会(西原町商工会青年部)において、下記により受付を行う。
- (2) 所定の「出店申込書」に必要事項を記入・押印の上、申し込むこと。  
**※申込書は、FAX等による提出も可とする。**

受付期間：12月1日(金)～12月25日(月) 午前9時から午後5時  
連絡先：西原町商工会 青年部担当 東(アズマ)

TEL 098-945-6136 / FAX 098-946-6627

### 3. 出店者及び出店場所の決定

- (1) 出店申込みが定数を超した場合抽選により決定する。

上記の規定により、新規で臨時営業許可を取得しても、出店出来ない場合がある。  
営業許可書の写しは、1月18日（木）説明会の際に提出してください。

### 4. 出店の説明会等の開催

- (1) 申込の全出店業者を対象とする説明会等を下記のとおり開催致します。
- 日時：1月18日（木）午後2時～午後4時（飲食関係・保健所説明）  
午後3時～午後4時（全出店事業者等）

※飲食関係は、臨時営業許可書を得ていても、必ず保健所の説明会に参加してください。

- 場所：西原町商工会 2階ホール

### 飲食等を出店される方へ

(2) 飲食で出店される方は、南部保健所へ各種営業許可申請書を提出して下さい。  
すでに許可を取得された方も5年間有効ですが、7号様式による申請が必要で  
許可申請については、各自で書類を南部保健所へ提出してください

- (3) 提出書類
- 誓約書
  - 営業許可書⇒臨時営業許可書写し添付
  - 出店予定届⇒7号様式（5年有効の許可取得者）

※新規で申請書を提出される方は、保健所で講習会の受講及び出店の設備検査等も必要です。  
沖縄県南部保健所 生活衛生班 電話：098-889-6799

### 5. 営業時間

11時から20時（営業時間を厳守すること。）  
臨時営業許可書を出店内に表示すること。

### 6. 店舗の設営及び撤去

- 設営・・・2月10日（土）18時～21時又は、  
2月11日（日）10時までに設営すること。
- 撤去・・・2月11日（日）20時から当日完全撤収（預かり等致しません）  
※物販での出店業者に限り、18時以降の片付け・撤収を認める（任意）

### 7. 商品の搬入及び搬出

- 商品の搬入・・・2月10（土）午後から2月11（日）午前10時までに完了して下さい。
- 原則としてまつり開催中は会場への車両進入は禁じます。  
ちゅ〜ぶ広域産業まつりの開会は2月11日（日）の11時予定です。

### 8. 出店業者の駐車等

出店業者は、登録した車輛を指定する駐車場へ駐車することができる。  
所定の場所(1店舗当り1台)以外での駐車はできませんのでご了承下さい。  
※自動車営業の方は、店舗用車両とは別で1台の車両許可が発行されます。

## 9. 出店業者の遵守すべき事項

- (1) 出店業者は、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。
- (2) 出店業者は、指定された場所以外で商行為を行ってはならない。
- (3) 出店事業者は、未成年者へのビールなど酒類の販売をしてはならない。
- (4) 祭り会場での危険玩具(エアガン・レーザーポインター等)の販売は禁止致します。
- (5) 出店許可証を必ず携帯すること。
- (6) 衛生管理
  - 1 各自ゴミ箱、ポリバケツ等を設置し、店舗周辺の清掃は責任をもって行うこと。
  - 2 飲食出店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
- (7) テナント等より出る汚水、排水はポリタンク等に詰める。給水、排水用のポリタンク容器量は必要量以上を設ける。
- (8) 全ての飲食出店業者は、テント内に必ずブルーシート等を敷くこと(臨時営業等の施設基準を遵守すること)。
- (9) 出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- (10) 発電機の持ち込みは禁止する。ただし自動車営業の場合はこの限りではない。
- (11) 周辺植樹・花木・芝生等に汚水等をかけたり、または枝を折ったりしてはならない。
- (12) 祭り会場内での木炭・練炭の使用は禁止する。
- (13) 出店業者は、営業従事者に対し、この要領を熟知させ遵守させること。
- (14) 出店業者は、撤去時間までは閉店(消灯)しないこと。ただし物販営業はこの限りではない。
- (15) 火気を使用する出店業者は、必ず消火器等を準備すること。

## 10. 免責

出店における販売商品及び備品等の管理は、出店者の責任として盗難、汚損、その他不可抗力による災害に対しても、ちゅ〜ぶ広域産業まつり実行委員会及び商工会青年部は一切その責任を負いません。

## 11. 営業停止等

ちゅ〜ぶ広域産業まつり実行委員会は、出店業者がこの要綱に反する行為(名義借り等を含む)を行った場合は、その業者に対して営業停止及び今後2年間の出店停止を命ずることができる。

## 12. その他

- (1) この要綱に規定されてない事項については、ちゅ〜ぶ広域産業まつり実行委員会の指示に従うこと。
- (2) ゴミは各自持ち帰ること

皆様のご協力をお願いします。

第9回ちゅ〜ぶ広域産業まつり実行委員会  
委員長 照屋 一貴 殿

## 出店申込書

第9回ちゅ〜ぶ広域産業まつりの出店に次の通り申込みします。但し、名義借り又は、不正行為等をした場合は、即刻に退去することを承諾します。

事業所名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 1. 出店の内容及び品目

出店区分	内容及び品目
1. 飲食店 (テント)	
2. 飲食店 (自動車営業)	
3. 物販 (テント)	
4. 物販 (自動車営業)	
5. ゲーム (テント)	
6. ゲーム (自動車営業)	

出店区分のいずれかに○をして下さい。

- ※内容品目の記入例
- 1. 飲食店(テント)・・・ (そば・やきとり・ヤキソバ等)
  - 2. 飲食店(キッチンカー)・・・ (クレープ・ハンバーガー等)
  - 5. ゲーム(テント)・・・ (輪投げ・金魚すくい等)

### 2. 電源の使用の有無 ※いずれかに○をつける。

有 ・ 無

(コンセント等の使用について。出店内容に関するもの以外の使用申請については認めない。)

### 3. 電源使用希望の場合、電気使用の総量

\_\_\_\_\_ W×台数 \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_ W (合計) ←必須記載事項・重要

\_\_\_\_\_ W×台数 \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_ W (合計)

\_\_\_\_\_ W×台数 \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_ W (合計)

(例：白熱球60W×8個、フライヤー1500W×1台合計1980W)

※2000Wを超える場合は1000Wごとに2000円の追加料金とする

(目安：ホットプレート1500W・電子レンジ1000W・炊飯器1500Wトースター500W・冷蔵庫500W)

### 【確認事項】

※出店申込みが予定店舗数を越した場合抽選となります。ご了承下さい。  
テントサイズは3間×2間 (5.4m×3.6m)、1.5間×2間 (2.7m×3.6m)

※本申込書提出は、出店を約束するものではありません。  
出店説明会までは機材、材料の購入はお控えください。